

寒河江市空き家バンクについて

(家財道具がないことが条件となっております。)

1. 空き家バンクの目的

近年、寒河江市内でも空き家が目立っています。空き家を有効活用することで、住環境の悪化を防ぎ、併せて定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的とします。

2. 空き家バンクの運用

利活用したい空き家の情報を登録してもらい、情報を市のホームページ・市報等で公開することにより、市内の空き家の利活用を希望する方に情報提供を行います。(右のイメージ図を参照してください。)

3. 公開する情報について

- (1) 登録番号
- (2) 賃貸・売却の別
- (3) 所在地
- (4) 写真
- (5) 建築物等の概要(築年、構造、間取り等)
- (6) 利用状況
- (7) 設備
- (8) 主要施設等までの距離

4. 物件の登録申込み

貸したり売りたい希望の空き家の所有者の方は、空き家バンクへの物件登録の申込みをお願いします。

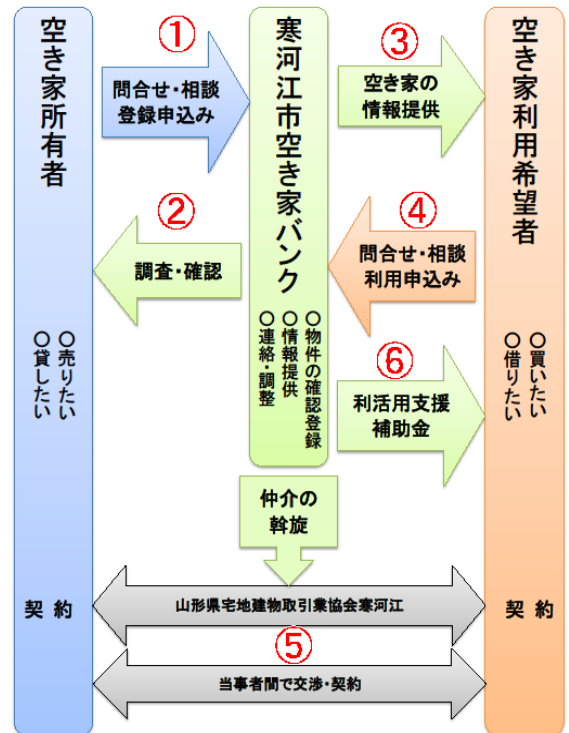
5. 利用希望者について

空き家を利用したい希望者は、利用申込書を提出します。また、空き家の改修工事を行う際に、最大40万円の「寒河江市空き家バンク利活用リフォーム事業補助金」を利用することができます。

6. 契約方法について

寒河江市では、所有者、利用者間の連絡調整は行いますが、契約代行等を行いません。右の「契約方法について」により契約していただくこととなります。

寒河江市空き家バンクイメージ図



契約方法について

- ① 当事者間で直接、契約を取り交わす。
- ② 寒河江市が仲介を斡旋する、山形県宅地建物取引業協会 寒河江を通し契約を取り交わす。
※②の場合、所定の手数料をご負担していただくこととなります。
※契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で誠意をもって解決をお願いします。

申し込み・問合せ先
寒河江市建設管理課 建築住宅係
Tel0237-85-1627